

○農林水産省告示第五十三号

農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号）第一百四十八条第五項の規定に基づき、平成三十年農林水産省告示第二千六百六十号（農業保険法第百四十八条第五項の規定に基づき、同項の規定により農林水産大臣が定める特定の収穫共済の共済目的の種類の細区分を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年一月二十一日

農林水産大臣 鈴木 憲和

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険監理官及び関係都道府県庁に備え置いて縦覧に供するとともに、農林水産省のホームページに掲載する。）

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の平成三十年農林水産省告示第二千六百六十号の規定は、なつみかん及びかんきつ類の果樹（農業保険法施行令（平成二十九年政令第二百六十三号）第八条に規定するかんきつ類の果樹をいい、いよかんを除く。以下同じ。）以外の果樹（以下「一般果樹」という。）に係る収穫共済にあつ

ては令和九年産の果実に係る共済関係から、なつみかん及びかんきつ類の果樹に係る収穫共済にあつては令和十年産の果実に係る共済関係から、それぞれ適用するものとし、一般果樹に係る収穫共済の令和八年以前の年産の果実に係る共済関係並びになつみかん及びかんきつ類の果樹に係る収穫共済の令和九年以前の年産の果実に係る共済関係についての農業保険法第百四十八条第五項の細区分については、なお従前の例による。

福島県の表を次のように改める。

## 福島県

収穫共済の 共済目的の種類	細区分及び各細区分に属する品種	
りんご	1群	早生の品種
	2群	中生の品種
	3群	晩生の品種
ぶどう	1群	早生の品種（6群に属するものを除く。）
	2群	中生の品種（6群に属するものを除く。）
	3群	晩生の品種のうち甲斐路、ピオーネ、ヒロハンブルグ、巨峰、オリンピア、高尾、紅瑞宝、安芸クイーン（6群に属するものを除く。）
	4群	晩生の品種（3群及び5群に属する品種並びに6群に属するものを除く。）
	5群	晩生の品種のうちシャインマスカット（6群に属するものを除く。）
	6群	プラスチックハウスを用いて栽培されるもの
なし	1群	日本なしの早生の品種
	2群	日本なしの中生の品種
	3群	日本なしの晩生の品種
	4群	西洋なしの品種のうちラ・フランス、ル・レクチエ、シルバーベル、マルグリット・マリーラ、ゼネラルレクラーク、ドワイエネ・デュ・コミス、リーガル・レッド・コミス
	5群	西洋なしの品種（4群に属する品種を除く。）
もも	1群	生食用早生の品種
	2群	生食用中生の品種
	3群	生食用晩生の品種
	4群	加工用の品種
かき	1群	甘がきの品種
	2群	渋がきの品種のうち会津身不知
	3群	渋がきの品種（2群に属する品種を除く。）